

# 「戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部 改正(案)」についてご意見を募集します

戸田市では、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者医療費助成制度を実施しております。

この度、本制度を安定的かつ継続的に維持していくために、県の制度改正に合わせた条例の一部改正を予定しております。

つきましては、広く市民の皆様のお考えをお聴きたく、以下のとおりご意見を募集いたします。

## 記

### 1 意見募集期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月31日(木)まで

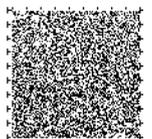
### 2 資料公開場所

担当課(市役所2階6番窓口障害福祉課)、市政情報コーナー(市役所2階西側)、各福祉センター(東部、西部、新曽)、笹目コミュニティセンター(コンパル)、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館(さくらパル)、上戸田地域交流センター(あいパル)、福祉保健センター及び心身障害者福祉センターでご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

### 3 関係資料

別添「戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正(案)の概要」



#### 4 提出方法

資料公開場所への持参、郵便、FAX（433-2200）電子メール（syogai fuku@city.toda.saitama.jp）及び担当課お問い合わせフォーム（市ホームページ）

資料公開場所により受付時間が異なります。

【お問い合わせフォームはこちら】

二次元コード読み取り後、お問い合わせフォームが開きますので、フォームのタイトルにパブリック・コメント案件名を記入し、ご意見を提出してください。



二次元コード

#### 5 ご意見を提出する際の留意事項

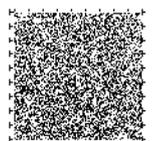
提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載がない場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

#### 6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。



7 戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正(案)  
についての問い合わせ先

戸田市 健康福祉部 障害福祉課

電話 048-441-1800 (内線297、296)

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 行政管理課

電話 048-441-1800 (内線363)

